

# 「副食費の施設による徴収に係る 補足給付事業」のご案内

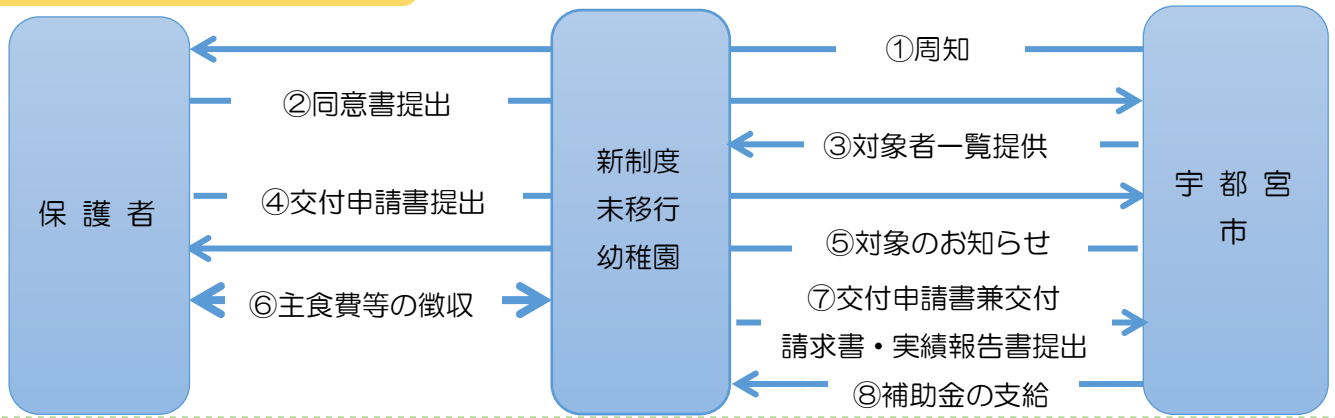
「副食費の施設による徴収に係る補足給付事業」とは、幼児教育無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の低所得世帯や第3子以降の児童がいる世帯を対象に副食費について補助する事業です。（補助額：上限月額4,500円）

下記の給付対象に該当する世帯の方で、本制度の利用を希望される際は、通園する施設に同意書等を提出する必要があります。



<b>補助対象</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・年収360万円未満相当世帯</li><li>・第3子以降の児童がいる世帯</li></ul> ※ 詳細については裏面参照
<b>補助額</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・副食費 4,500円（1人あたり月額上限） ※ 副食費相当額は施設によって異なります。</li><li>・修正申告に伴う課税状況の変動や世帯員の変更などによって、対象範囲が変わる可能性がありますので、状況が変わった場合は、必ず、通園する施設又は市に連絡をしてください。</li></ul>
<b>手続き</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・上記の給付対象に該当する世帯の方は、通園する施設にお知らせの上、副食費の施設による徴収に係る補足給付事業の同意書を提出してください。</li></ul>
<b>留意事項</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・本制度の給付適用は、当該年度限り（給付対象世帯でなくなったときはその月まで）になります。次年度以降も本制度の対象となるためには、再度、同意書等の提出が必要になります。</li></ul>
<b>問い合わせ先</b>	※ ご不明な点などございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市子ども部保育課 管理グループ 電話：028-632-2384

## 手続きの基本的な流れ



- ① 市は、施設による給食費の徴収や補足給付事業の要件等について、施設や保護者へ周知する。
  - ② 申請を希望する世帯は、税情報等の確認に係る同意書を、施設を通して市に提出する。
  - ③ 同意書に基づき、市が対象世帯の可否を確認し、施設に対象者一覧を提供する。
  - ④ 施設を通して連絡を受けた補助要件を満たす世帯は、交付申請書を、施設を通して市に提出する。
  - ⑤ 市は、対象世帯に該当のお知らせを提供する。
  - ⑥ 施設は、主食費分（副食費が月額 4,500 円を超える場合は超過する分）を対象者から徴収する。
  - ⑦⑧施設は、市に交付申請書兼交付請求書と実績報告書を提出する。市は、審査し、施設に補助額を支給する。
- ※ 給付対象の保護者は、対象者の条件に該当しなくなった場合や支給認定区分の変更があった場合等には速やかに施設等に報告してください。

## 補助対象世帯について

### 年収360万未満相当世帯

- ・ 年収360万円未満相当世帯とは、世帯（父母など）の市町村民税所得割合算額が77,101円未満である世帯です。
  - ・ 父母の合計所得金額がそれぞれ320,000円以下であって、同居の祖父母がいる場合には、同居の祖父又は祖母のうち、市町村民税所得割課税額のより高い人物を算定に含めます。
  - ・ 9月分の副食費より、算定に用いる税額年度が切り替わります。
- ※ 住宅借入金等特別控除や、寄付金控除など調整控除以外の項目は減算されません。

### 第3子以降の児童がいる世帯

令和2年度までは、1世帯につき小学校3年生以下の児童を数え、第3子以降の児童について、本事業の対象としてきましたが、令和3年度からは、3人以上の子どもを養っている世帯における、第3子以降の児童が対象となります。

※大学や専門学校へ子どもが進学している場合には、保護者が養っていることが分かるもの（学生証等）によりカウントできる場合がございます。